指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）

運　営　規　程

ケア工房・真謝

ケア工房･真謝 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)　運営規程

(事業の目的)

第１条　有限会社真謝が開設するケア工房・真謝（以下「事業者」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第２条　指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、身心機能の維持または向上を図るものとする。
指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、身心機能の維持または向上を図るものとする。
2　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3　事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になる予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
4　事業者は、利用者の所在する市町村、居宅介護事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
6　指定（介護予防）訪問看護の提供にあたっては、介護保険法 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
7　「介護サービス情報公表制度」に基づき、利用者またはその家族に必要な情報を選択できるように情報を提供する。
8　指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第２条　指定（介護予防）訪問看護の提供にあたっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）名　称：ケア工房･真謝
（2）所在地：神奈川県川崎市麻生区王禅寺西１丁目 44－1　第二芙蓉ビル１０２号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第５条　事業者における従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険法関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減できるものとする。
⑴管理者：1 名　常勤看護師
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、事業者の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
⑵看護職員：7 名

正看護師８名（常勤３名、非常勤5/名）

准看護師０名

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき指定(介護予防)訪問看護の提供にあたる。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：０名　　訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

(4)その他の職員

事務職員　常勤２名　事業所の運営に必要な事務を担当する。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日：通常、月曜日から金曜日までを営業日とする。

ただし、国民の祝日、12 月 30 日～1 月 3 日までを除く。

(2)営業時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(3)サービス提供時間：午前 9 時 00 から午後 4 時 30 分までとする

(4)連絡対応体制：24 時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じて適切に対応し、訪問も出来る体制とする。

（指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容）

第７条　事業者で行う指定（介護予防）訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる項目を行う

（1）　訪問（介護予防）看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明。

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載。

（サービス内容の例）

①　病状・障がいの観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事及び排泄等日常生活の世話

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

（2）　指定（介護予防）訪問看護計画書に基づく指定（介護予防）訪問看護

（3）　指定介護予防）訪問看護報告書の作成

（4）　利用希望者に主治の医師がいない場合は、事業者から各医師会等に医師の選定及び調整を依頼する。

（指定予訪問看護）指定訪問看護利用料その他の費用の額）

第８条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2　指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

（１）訪問看護（介護予防訪問看護）の利用料

【基本部分】〈保健師、看護師が行う訪問看護〉

1回あたりの所要時間		訪問看護利用料 ＊(注1)（注2）参照	利用者 負担金 (1割の場合)	予防 訪問看護利用料 ＊(注1)（注2）参照	利用者 負担金 (1割の場合)
20分未満		3,491円	350円	3,369円	337円
20分以上30分未満		5,237円	524円	5,015円	502円
30分以上1時間未満		9,151円	916円	8,829円	883円
1時間以上1時間30分未満		12,543円	1,255円	12,120円	1,212円
定期巡回 訪問看護 （月額）	要介護 1～4	32,926円	3,293円		
	要介護5	41,822円	4,183円		

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で決める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなります。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額 基本利用料	加算額 利用者負担金 (1割の場合)
初回加算	（Ⅰ）病院等から退院する当日に新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2か月間利用が無く利用を再開した場合	3,892円	390円
	（Ⅱ）新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）		3,336円	334円
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合		上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合		上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（１回につき）		2,824円	283円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（１回につき）		4,470円	447円
	看護師と補助者が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行う場合（１回につき）		2,235円	224円
	看護師と補助者が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行う場合（１回につき）		3,525円	353円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		3,336円	334円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を行い、その情報を歯科医療機関及び担当する介護支援専門員に対し提供した場合（月1回程度）		556円	56円
看護体制強化加算	在宅における医療ニーズへの対応を強化する観点から充実したサービス提供体制の事業所を評価するもの（1月につき）		(Ⅰ)6,116円	612円
			(Ⅱ)2,224円	223円
			(予防)1,112円	112円
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整えている場合（1月につき） ※別途契約が必要		6,382円	639円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理管が（常に身体に繋がっている状態等）を必要とする利用者に対し、管理を行った場合（1月につき）		5,560円	556円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理（酸素や点滴など）を必要とする利用者に対し、管理を行った場合（1月につき）		2,780円	278円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）		27,800円	2,780円
サービス提供体制強化加算	当該月の体制・人材要件を満たす場合（１回につき）		(Ⅰ) 66円	7円
			(Ⅱ) 33円	4円
	定期巡回訪問看護をご利用の場合（1月につき）		556円	56円
介護職員処遇改善加算	ケアプランデータ連携システムを利用し、その他要件を満たしている場合		上記基本部分と各種加算原産の合計の 10%	

【自費】介護保険給付とならない場合の利用料

自費の種類		料金
・死亡診断後のサービス ・特別管理加算対象者でない場合の90分を超えるサービス	日中（　8時 ～ 18時 ）	4,000円／30分毎
	早朝（　6時 ～　8時 ） 夜間（ 18時 ～ 22時 ）	5,000円／30分毎
	深夜（ 22時 ～　翌朝6時 ）	6,000円／30分毎
・ご遺体のケア料（エンゼルケア）		10,000円
・ご遺体のお化粧（エンゼルメイク）※ご希望により		5,000円
・その他オプションサービス（ご相談により様々な付き添い等）		10,000円／1時間
・駐車場が無く有料駐車場を利用しないと訪問できない場合		実費

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合、以下のとおりキャンセル料を頂きます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前営業日の午後５時まで	キャンセル料は頂きません
利用予定日の前営業日の午後５時以降～当日	基本利用料の100％

3　次条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

（1）　事業所から片道 10 キロメートル未満　300 円

（2）　事業所から片道 10 キロメートル以上　500 円

4　前 3 項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5　指定（介護予防）訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、同意を得るものとする。

6　法廷代理サービスに該当しない指定（介護予防）訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）訪問看護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

7　予め予定された訪問のキャンセルをする場合は、前営業日までに連絡を頂く場合はキャンセル料金は発生しないものとする。当日キャンセルの場合は、病状の変化等で病院への受診以外の場合は、介護保険相当分の費用を頂くものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、麻生区、多摩区、宮前区、青葉区一部（　美しが丘西　美しが丘）の区域とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛星的な管理に努めるものとする

2　事業者は、事業所において感染症が発生又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会や研修等（オンラインを活用して行うことができるものとする）をおおむね年に 1 回以上行い、従業者に対し周知徹底を図るものとする。

（2）　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

（3）　事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　従業者は、指定（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求

める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
2　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際し採った処置について記録するものとする。
4　事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１２条　事業者は指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

苦情担当窓口：看護管理者の伊藤貴美子　044-969-5831

2　事業者は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3　事業者は提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4　その他参考事項
・普段から苦情が出ないようなサービスの提供を心掛ける
・定例会議で全員に周知徹底するとともに、朝礼等で確認する
・接遇や看護技術に関する研修などを実施する

（個人情報の保護）

第１３条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
3　従業者で有った者も、利用者及びその家族の個人情報については、いかなる場合も漏洩してはならない。

（虐待防止に関する事項）

第１4条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会(オンラインを活用しての開催も出来るものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（2）　虐待防止のための指針の整備
（3）　虐待を防止するための定期的な研修の実施
（4）　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
２　事業者はサービス提供中に当該事業従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

（事業継続計画の策定等）

第１５条　事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画）という」を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第１６条　事業者は地域住民及び地域包括支援センターなどと連携を密にし、助け合える関係づくりを構築し、近隣に居住する住民やそれ以外の住民にも、訪問看護事業や研修等の機会を提供するように努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業者は、従業者の資質向上の為に研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）　採用時研修　採用後 3 か月以内

（2）　継続研修　年 12 回以上

2　従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知りえた利用者その家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じるものとする。

4　事業者は従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。

5　事業者は、適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保する観点から、職場の置いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6　事業者は、指定（介護予防）訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスが終了した日から最低 5 年間は保存するものとする。

3 「運営会議」有限会社真謝と各部門の管理者は毎月 1 回以上開催し内容に関しては閲覧できるものとする。

4　事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及び家族にとどまらず、すべての方に対し、求めがあれば閲覧することが出来るものとする

5　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、有限会社真謝と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則　　この規程は、平成 14 年 5 月 1 日から運用を遡及する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改正　　平成 19 年 12 月 1 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正　　平成 20 年 8 月 18 日一部改正
平成 26 年 5 月 1 日一部改正　　平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 6 月 1 日一部改正　　平成 29 年 10 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正　　平成 31 年 2 月 1 日一部改正
令和 01 年 10 月 1 日一部改正　　令和 04 年 4 月 1 日一部改正
令和 06 年 4 月 1 日一部改正　　令和 07 年 3 月 1 日一部改訂
令和 7 年 10 月 1 日一部改訂　　令和 08 年 6 月 1 日一部改訂